

特設人権相談所の開設

特設人権相談所を開設します。児童虐待やいじめ、婚姻、離婚、相続関係など、さまざまな人権問題について、人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密は固く守られます。ひとりでも悩まずにお気軽にご相談ください。

○日時 6月21日(火)
午前10時～午後3時

○場所

知名町中央公民館2階会議室
人権擁護委員 伊井 清勝
朝戸 武勝

【お問合せ先】

町民課 内線115

まちづくりに使われています サマージャンボ宝くじ

今年もサマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が、全国の宝くじ売場で発売されます。(1枚300円)

・1等前後賞合わせて3億円!
(1等 2億×26本)

・2000万サマーも同時発売!
(1等 2000万×400本)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづく

りに使われます。
《発売期間》平成23年7月11日～7月29日
《抽選日》平成23年8月9日

河川愛護運動について

5月21日～6月20日は、県下統一の河川愛護月間です。この運動は、河川愛護思想の普及・啓発活動を行うとともに、県民の自主的な河川愛護作業等を通じて、広く県民に河川を大切に、きれいにする機運を高めてもらい、河川に対する理解と協力を得ながら、良好な河川環境の保全・創出を図ることを目的としています。



日頃から自主的な河川愛護作業にご協力をお願いします。

【お問合せ先】
建設課 内線160

税務署から

【東日本大震災により被害を受けた方へ 税金関係のお知らせ】

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が

受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、次の国税庁ホームページをご覧ください。 www.nta.go.jp

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、県又は役場にお問い合わせ下さい。

【あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に】

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。詳しくは次の総務省東日本大震災関連情報HPをご覧ください。
<http://www.soumu.go.jp>

【お問合せ先】
税務課 内線127

米トレーサビリティ制度について

米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)が制定され、昨年10

月から、米、米加工品の生産者等は、外食店での取引などの記録の作成・保存が義務付けられました。

また、平成23年7月からは、一般消費者への産地情報伝達が義務付けられます。

●対象品目：米穀(玄米・精米など)、米粉や米麴などの中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

●対象事業者：生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又を行う全ての事業者
※制度の詳しい内容は問い合わせてください。

【お問合せ先】

九州農政局鹿児島農政事務所
消費流通課
電話 099-222-0121

裁判所から保護命令手続について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)が施行されてからまもなく満10年の節目を迎えようとしています。

配偶者暴力に関する保護命令制度を利用し、平成22年12月までに裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は約2万3100件であり、発令された事件は約1万8300

件です。保護命令手続は、申立てが容易で、発令までの期間が短い利用しやすい手続であり、違反には刑事罰が設けられています。

保護命令手続全般についての詳細は、裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) から閲覧することができま

第61回「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

○7月は強調月間です

○行動目標・重点事項

●行動目標

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

●重点事項

「立ち直りを支える取組についての理解促進」
「犯罪や非行をした人たちの